

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和 8 年 11 月 6 日

「大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

子育て支援課

1 改正概要

こどもへの性暴力等を防ぎ、こどもの心身を守るために、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下、「こども性暴力防止法」という。）が成立し、令和8年12月25日から施行されます。

こども性暴力防止法の施行に備え、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号）が改正されたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている以下の2つの条例について、規定の改正を行います。

【関係条例】

- ① 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成26年大磯町条例第11号）
※ 対象事業：家庭的保育事業等
- ② 大磯町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（令和8年大磯町条例第7号）
※ 対象事業：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2 改正内容

こども性暴力防止法の施行に伴い、家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、児童等対象業務従事者に係る過去の性犯罪歴等の確認、その他必要な措置を講じなければならない規定を追加します。

（1）児童対象性暴力等の防止

服務規律等を定めた文書に性暴力の範囲や処分の対象となることなどを明記し、従事者に対する研修を計画的に実施し、相談窓口の設置やこども及び保護者に対する性に関する教育の普及、被害が疑われる場合の調査や被害を受けたこどもの保護及び支援を行う。

（2）犯罪事実確認等の措置

従事者に対する犯罪事実確認により、性犯罪前科があるか否かを確認することが義務付けられる。犯罪事実確認の結果、「児童対象性暴力等が行われるおそれ」がある場合、採用内定取り消しや配置転換等、防止措置を行う。

（3）施行日

令和8年12月25日から施行します。

3 参考資料

(1) 家庭的保育事業等

事業	概要	利用定員	町内設置
①家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
②小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな・こびとのこや 楽友庵
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	—

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

項目	内容
実施場所	大磯町立大磯幼稚園
対象年齢	0歳6か月～満3歳未満
実施日	月曜日～金曜日の平日